

所得税の控除を受ける確定申告書への記載のしかた

「所得税法第 78 条 2 項第 3 号に規定する特定寄附金」に該当と記載のある領収書

日本赤十字社への寄附金のうち、所得税控除の対象となる寄附金について記載しています。

上記、所得税法の記載のある領収書を添付して確定申告を行うことにより、所得税の控除を受けることができます。

他に寄付金がある場合など、詳細は税務署発行の「確定申告の手引き」をご参照ください。

平成 年分の 所得税及び復興特別所得税 の確定申告書 A による申告

「第 1 表」への記載

所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑥																		
	小規模企業共済等掛金控除	⑦																		
	生命保険料控除	⑧																		
	地震保険料控除	⑨																		
	寡婦、寡夫控除	⑩											0000							
	勤労学生、障害者控除	⑪											0000							
	配偶者(特別)控除 <small>区分</small>	⑫	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	0000							
	扶養控除	⑭											0000							
	基礎控除	⑮											0000							
	⑥から⑮までの計	⑯																		
	雑損控除	⑰																		
	医療費控除	⑱																		
	寄附金控除	⑲																		
合計 <small>(⑯)+(⑰)+(⑱)+(⑲)</small>	⑳																			

② 控除額の記載

第 2 表⑲の金額から、2,000 円を差し引いた金額を記載します。

「第 2 表」への記載

⑲	寄附金の控除	寄附先の所在地・名称	神戸市 日本赤十字社	寄附金	円
---	--------	------------	---------------	-----	---

① 寄附先と金額の記載

寄附先は、「神戸市、日本赤十字社」と記載。

領収書の金額を記載。

寄附金合計額が総所得金額の 4 割を超える場合は、総所得金額 × 40% 相当額が限度です。

平成 年分の 所得税及び復興特別所得税 の確定申告書B による申告

「第1表」への記載

所得から差し引かれる金額	雑損控除	⑩							
	医療費控除	⑪							
	社会保険料控除	⑫							
	小規模企業共済等掛金控除	⑬							
	生命保険料控除	⑭							
	地震保険料控除	⑮							
	寄附金控除	⑯							
	寡婦・寡夫控除	⑰							0000
	勤労学生・障害者控除	⑱							0000
	配偶者(特別)控除	⑲							0000
	扶養控除	㉓							0000
	基礎控除	㉔							0000
	合計	㉕							

② 控除額の記載
第2表⑯の金額から、2,000円を差し引いた金額を記載します。

「第2表」への記載

○ 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑯ 寄附金控除	寄附先の所在地・名称	神戸市 日本赤十字社	寄附金	円
---------	------------	---------------	-----	---

① 寄附先と金額の記載
寄付先は、「神戸市、日本赤十字社」と記載。
領収書の金額を記載。
寄付金合計額が総所得金額の4割を超える場合は、総所得金額×40%相当額が限度です。

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で寄附金控除入力を行う場合

1 寄附年月日	平成27年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
2 寄附金の種類	<input type="text" value="上記以外の寄附金控除に該当する寄附金"/> <p>(※1) ふるさと納税をされた方は、「都道府県、市区町村に対する寄附金(ふるさと納税など)」を選択してください。 → 詳しくはこちら</p> <p>(※2) 「政党及び政治資金団体に對する寄附金」を選択された方は、選挙管理委員会等の確認印のある「寄附金(税額)控除のための書類」を提出する必要があります。 → 詳しくはこちら</p> <p>(※3) 「公益社団法人又は公益財団法人等に対する寄附金」は、主務官庁等より発行された「税額控除に係る領収書」をお持ちの方が選択可能です。 お持ちでない方は「上記以外の寄附金に該当する寄附金」を選択してください。 「公益社団法人及び公益財団法人等」とは、税額控除の要件を満たす一定の公益社団法人及び公益財団法人、学校法人、社会福祉法人(共同基金会を除く)、更正保額法人のことをいいます。 → 詳しくはこちら</p>
3 寄附金の種類(詳細)	<p>次のいずれかに該当するを選択してください。</p> <p>なお、どの団体が条例で指定されているかについては、お住まいの都道府県・市区町村にお問い合わせください。</p> <p><input type="radio"/> (1) 住所地の都道府県及び市区町村の両方が条例により指定した寄附金</p> <p><input type="radio"/> (2) 住所地の都道府県のみが条例により指定した寄附金</p> <p><input type="radio"/> (3) 住所地の市区町村のみが条例により指定した寄附金</p> <p><input checked="" type="radio"/> (4) 住所地の都道府県及び市区町村の両方で条例により指定されていない寄附金、又は不明な場合</p>
4 支出した寄附金の金額	<input type="text"/> 円
5 寄附先の所在地(全角28文字)	神戸市中央区 臨海海岸通 1-4-5
6 寄附先の名称(全角28文字)	日本赤十字社兵庫県支部

「上記以外の寄附金控除に該当する寄附金」を選択

(4) に印を付ける